最終更新日：2017年6月29日

株式会社加地テック
代表取締役社長 中澤 敬
問合せ先：財務経理部 TEL 072 (361) 0881 (代表)
証券コード：6391
http://www.kajitech.com/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、社是「心」、「技」、「体」と企業理念の精神に基づき、倫理に適った企業活動を通じて、株主・顧客・従業員などの全てのステークホルダーから信頼される経営を目指しています。この実現のため、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実・強化を経営上の最重要課題の一つと認識し、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に取り組んでいます。また、持続的な成長と効率的かつ健全な経営による企業価値の向上を図るため、加地テックコーポレート・ガバナンス基本方針を制定しています。

#### [コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

[補充原則1-2-4　電子行使と招集通知の英訳]
議決権電子行使プラットフォームの利用は、自社の株式における機関投資家や海外投資家の比率なども踏まえ、平成28年度以降検討を進めてまいります。また、招集通知の英訳は、株主構成等を考慮しながら、20%の外国人株主が存在することとなった段階で実施します。

[補充原則3-1-2　英語情報の開示、提供]
英語での情報の開示・提供は、株主構成等を考慮しながら、20%の外国人株主が存在することとなった段階で実施します。

[補充原則4-11-3　取締役会の分析・評価]
当社は、2017年の2月から3月にかけて「取締役会の実効性に関するアンケート」を役員全員で実施し、回答を得ました。現在その結果を踏まえ取締役会にて、分析・評価・今後の対応を議論し2017年7月に開示予定であります。

#### [コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

当社は、「加地テック コーポレート・ガバナンス 基本方針」を制定し、コーポレート・ガバナンス・コードの各原則の対応状況として、当社ホームページで掲載しています。
(http://www.kajitech.com/)

なお、コーポレート・ガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる事項については、本基本方針にて、次のとおり定めています。

[原則1-4　いわゆる政策保有株式]
当社は、政策保有株式を保有しておりません。

[原則1-7　関連当事者間の取引]
当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針にて、関連当事者間の取引の実施の考え方を定めております。経営会議および取締役会において、その役割に即して取引条件およびその決定経緯の妥当性につき審議ならびに決議を行ないます。取引が、審議の内容に基づき行なわれているかにつき、経営会議による取引内容の事後検証を行ない、健全性、適切性確保の仕組みを整備します。

本基本方針：第2章1.(6)関連当事者間の取引

[原則3-1　情報開示の充実]
当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針にて、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方と基本方針を定めています。非財務情報である企業理念や中期経営計画は、ホームページあるいはニュースリリースにて開示を行ない、取締役の報酬決定に係わる方針・手続きおよび取締役・監査役候補の選任に係わる方針・手続は、コーポレート・ガバナンス基本方針にて定めています。なお、取締役・監査役候補の選任に係わる説明は、ニュースリリースや株主総会招集通知にて開示しています。

本基本方針：第3章1.情報開示の基準

[補充原則4-1-1　取締役会の役割・責務(1)]
当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針にて、取締役会の役割・責務を定めています。

本基本方針：第4章2.(1)取締役会の役割・責務

[原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用]
当社は、第84回定時株主総会から、会社の持続的な成長・中長期的な企業価値の向上に寄与できる豊富な経験・見識あるいは高度な専門性を有する独立社外取締役を2名選任しております。
また、当社は、当社の事業規模等を踏まえて、独立社外取締役を3分の1以上選任することが必要とまでは考えておりませんが、当社の事業を取り巻く環境を考慮して、3分の1以上選任することが必要かどうかは、今後も必要に応じて検討いたします。

本基本方針：第4章2.(2)取締役会の構成

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針にて、社外取締役の独立性の考え方について定めています。

本基本方針：第4章2.(4)社外取締役の独立性

【原則4-11-1　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針にて、取締役会・監査役会の構成と取締役・監査役の選任の考え方について定めています。

本基本方針：第4章2.取締役会、3.監査役会

【原則4-11-2　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針にて、取締役・監査役の他の会社の役員の兼務状況およびその範囲の考え方について定めています。

本基本方針：第4章2.取締役会、3.監査役会

【補充原則4-14-2　取締役・監査役のトレーニング】
当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針にて、取締役・監査役のトレーニングの方針を定めています。

本基本方針：第4章7.トレーニング

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針にて、株主との建設的な対話が実現できるための体制・取組みに関する考え方について定めています。

本基本方針：第5章1.株主との建設的な対話に関する方針

## 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

### 【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 三井造船株式会社 | 8,445,460 | 49.16 |
| 加地取引先持株会 | 369,000 | 2.15 |
| 株式会社神戸製鋼所 | 295,000 | 1.72 |
| MSIP CLIENT SECURITIES | 251,000 | 1.46 |
| UBS AG LONDON A/C IPB SE GREGATED CLIENT ACCOUNT | 197,000 | 1.15 |
| 松原　佐多子 | 176,530 | 1.03 |
| 株式会社みずほ銀行 | 142,750 | 0.83 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 128,000 | 0.75 |
| 曽山　邦子 | 106,000 | 0.62 |
| 野村信託銀行株式会社 | 100,000 | 0.58 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | 三井造船株式会社　（上場：東京）　（コード）　7003 |

補足説明 更新

―――

## 3．企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第二部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 機械 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 100人以上500人未満 |

| | |
|---|---|
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針にて、関連当事者間の取引の実施の考え方を定めております。経営会議および取締役会において、その役割に即して取引条件およびその決定経緯の妥当性につき審議ならびに決議を行ないます。取引が、審議の内容に基づいて行なわれているかにつき、経営会議による取引内容の事後検証を行ない、健全性、適切性確保の仕組みを維持します。

## 5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社を有しておりますが、研究開発活動をはじめとし、企画、購買、生産、販売、保守管理に至るまで独自の企業活動を行っており、親会社の企業グループから当社の自由な事業活動を阻害される状況にはなく、独立性は保たれていると判断します。

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

【取締役関係】

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 10 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 8 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 更新 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 2 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 水原修平 | 他の会社の出身者 | | △ | | | | | | | | | |
| 古市恵三 | 他の会社の出身者 | | △ | | | | | | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 水原修平 | ○ | 同氏は、過去に当社の親会社である三井造船株式会社の業務執行者でありました。 | 同氏は、三井造船株式会社の機械・ディーゼル部門において設計、アフターサービスなど幅広い分野の全体マネジメントと複数の会社経営に携わり、豊富な経験と深い見識を有しており、社外取締役として当社の経営全般に対し的確な助言・提言をいただけるものと判断しております。なお、同氏は、当社の親会社である三井造船株式会社を平成21年1月に退職後、一定期間が経過しており、同氏と同社との間に特別な利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれはありません。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 古市恵三 | ○ | 同氏は、過去に当社の親会社である三井造船株式会社の業務執行者でありました。 | 同氏は、三井造船株式会社の設計部門において蒸気・ボイラータービン発電プラントにおけるエネルギーエンジニアリング業務に携わり、その豊富な経験と実績をもとに複数の会社経営についても深い見識を有しており、社外取締役として当社の経営全般に対し的確な助言・提言をいただけるものと判断しおります。なお、同氏は、当社の親会社である三井造船株式会社を平成8年6月に退職後、一定期間が経過しており、同氏と同社との間に特別な利害関係はありません。また、現在は小田合繊工業株式会社及びエナジーメイト株式会社の執行役員を務めておりますが、当社との間に重要な取引関係がなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |

## 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

| | 委員会の名称 | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 社外有識者（名） | その他（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 人事・報酬委員会 | 4 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 社外取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 人事・報酬委員会 | 4 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 社外取締役 |

## 補足説明

取締役会の諮問機関として、人事・報酬委員会を設置し、取締役・監査役の人事、取締役の報酬に関する事項につき審議のうえ取締役会に答申しております。人事・報酬委員会の委員は、原則として会長、社長、人事担当取締役および社外取締役で構成し、委員会の独立性を確保するため、委員の半数以上は社外取締役としております。

# 【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名 |
| 監査役の人数 | 3 名 |

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人との関係において、監査方法および結果等について報告を求めることで、相当性についての監査を行うとともに、定期的または必要の都度相互に情報交換・意見交換を行うなどの連携を行っております。また監査部との関係においても、内部監査の計画及び結果についての報告を受けるとともに、随時意見交換や提言を行い監査役監査の充実を図っております。
監査部は、上記監査役との連携のほか、会計監査人と財務報告に係る内部統制の監査手続及びその結果について適宜意見交換を行い、内部監査業務に反映させることで実効性・効率性を向上させております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 1 名 |

## 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 飯塚芳正 | 他の会社の出身者 | | | | | ○ | | | | | | | | |
| 多田敏夫 | 他の会社の出身者 | | | △ | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

### 会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 飯塚芳正 | | ――― | 同氏は、三井造船株式会社の財務・経理部門及び三井造船システム技研株式会社の管理部門全般・経営において豊富な知識、幅広い経験を有しており、経営全般に対して適切な指導及び監査を行っていただけるものと判断しております。なお、同氏は、三井造船株式会社の子会社である三井造船システム技研株式会社を平成29年3月15日に退職しております。 |
| 多田敏夫 | ○ | 同氏は、過去に当社の親会社である三井造船株式会社の業務執行者でありました。 | 同氏は、三井造船株式会社の総務・勤労・営業部門において豊富な知識、幅広い経験を有しており、経営全般に対して適切な、また、経理部門とは違う視点での指導及び監査を行っていただけるものと判断しております。なお、同氏は、当社の親会社である三井造船株式会社を平成25年3月に退職後、一定期間が経過しており、同氏と同社との間に特別な利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれはありません。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 更新 | 3 名 |

### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動型報酬制度の導入 |

### 該当項目に関する補足説明

取締役（社外取締役を除く）の報酬を月例報酬に関しては、その構成を（1）役位別報酬（定期同額給与等）、（2）役位別に決められた一定金額を役員持株会を通じて自社株購入に充当する株式取得報酬、（3）前年度の全社業績目標と個人別業績目標の達成度などを勘案した業績連動報酬とし、賞与に関しては、法人税法第34条第1項第3号に定める当年度の会社業績に応じた利益連動給与としております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

該当項目に関する補足説明

———

【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に支払った報酬 127,512千円、監査役に支払った報酬18,061千円
尚、上記の金額には、使用人兼務役員の使用人給与(賞与含む)19,273千円は含んでおりません。
また、上記金額には、役員退職慰労引当金繰入額4,947千円を含んでおります。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 | あり |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、コーポレートガバナンス基本方針にて、役員報酬の決定方針を定めております。
業務執行取締役の報酬体系は、会社の業績と企業価値の向上に対する動機付けが明確となる業績連動報酬とし、その他の取締役及び監査役については、その職務の性格から定額報酬のみとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

実効ある取締役会とすべく、取締役会の開催に際しては事前に情報を伝達している。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

[取締役会・取締役]
当社の取締役会は、取締役8名(うち社外取締役2名)で構成されております。 また、監査役3名(うち社外監査役2名)が出席しております。 なお、社外取締役は豊富な経験・見識あるいは高度な専門性を有する独立社外取締役であり、 議案の審議を通じて得られる様々な観点に基づく客観的な意見・助言を当社経営に反映しております。加えて親会社の従業員である非常勤取締役は当社の事業に密接した豊富な知識、幅広い経験を有しており、親会社との間での経営資源の相互有効活用も含め、経営全般に対する助言・提言をすることで当社の企業価値向上に貢献しております。
取締役会は、原則として毎月1回開催し、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行なっており、社外取締役及び社外監査役の知見を通して、適正な決定と監督の充実を図っております。
当社は、取締役会に加え取締役・監査役と幹部社員が参加する役員協議会を開催しております。役員協議会は、原則として月1回開催し、経営課題、業務執行における個別事案など詳細な情報提供をすることで、情報共有、意見交換、協議を行っております。

[監査役会・監査役]
当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。監査役会の基本方針は、「守りの管理」を確固とすべく監視し、それを土台として、「攻めのリスクマネジメント」体制の整備・運用の監視をすることで監査の透明性を高めております。
上記方針のもと、常勤監査役は日々の監査活動状況を、また社外監査役は監査役会での常勤監査役からの監査状況の報告等を踏まえて、議論・意見交換を行い、これらをベースに取締役会や主要会議において、経営陣に対して適切に意見を述べております。

[経営会議]
取締役会において具体的な経営戦略や経営計画などについて建設的な議論ができるよう、会社の最高責任者の意思決定および業務執行を支援する機関、また、取締役会付議事項に関する十分な議論のみならず、その他業務執行における重要な事項を審議する機関として、常勤取締役で構成する経営会議を設置しております。経営会議は、必要に応じて討議事項の関係者を出席させ、重要事項の決定過程において適法性を確保し、コンプライアンス経営をさらに充実させるため、常勤監査役が出席しております。

[人事・報酬委員会]
当社では、経営の透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として取締役・監査役の人事、取締役の報酬に関する事項を審議する人事・報酬委員会を設置しております。当委員会は、原則として会長、社長、人事担当取締役および社外取締役で構成し、委員会の独立性を確保するため、委員の半数以上は社外取締役としております。

[内部監査]
当社では、内部監査組織として、監査部を設置し、監査方針にもとづいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。また、監査の都度報告される監査報告とは別に、年2回定期的に監査結果の総括を経営会議に報告し、内部統制の充実に役立てております。

[会計監査人]
会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任し、監査役及び監査部と連携し財務諸表の適正性を確保しております。
指定社員 業務執行社員 宮本 敬久
指定社員 業務執行社員 前田 俊之

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、8名の取締役の内、2名を社外取締役とし、取締役会における牽制･監視機能を高めるとともに、外部の専門家としての提言を受けております。また3名の監査役の内、2名は社外監査役であり監査役会の独立性･客観性を高めております。
それゆえ当社の経営監視機能は有効に機能しており、当社の事業規模等を総合的に勘案した結果、上記の体制が経営環境の変化に柔軟に対応できる体制であり当社にとって最適であると判断しております。

## Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主が総会議案の十分な検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、当社ホームページなどへその内容を掲載しております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 株主との建設的な対話の実現と、そのための正確な情報提供を考慮し、株主総会は「集中日」を避けて開催するなど、その日程を適切に設定しております。 |

### 2．IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 適時適切な情報開示を目指し、ディスクロージャーポリシーを制定すると共に、当社ウェブサイト上に掲載しております。<br>(http://www.kajitech.com/) | |
| IR資料のホームページ掲載 | IRに関するURL　http://www.kajitech.com/<br>掲載している投資家向け情報：中期経営計画、定款、決算短信、有価証券報告書及び四半期報告書、株主通信、招集通知、その他適時開示資料等 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 担当部署：人事総務部・財務経理部 | |

### 3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 企業理念、経営姿勢としてステークホルダー尊重の理念を明記するほか、コーポレート・ガバナンス基本方針においても明記しております。 |
| 環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施 | 当社は、環境システムの国際規格であるISO14001の認証を取得しており、定めた環境方針に従い、事業活動のあらゆる側面において環境保全を念頭に行動しております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | ディスクロージャーポリシーを定め、会社情報の適時・適切な開示を行うことを基本姿勢としております。 |
| その他 | 当社は、長期的視点でのステークホルダー（顧客・株主・従業員）の満足に重点をおき、経営に<br>取り組んでおります。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1)コーポレート･ガバナンス
a取締役及び取締役会
取締役会は、法令･定款等に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督する。取締役は、取締役会が決定する業務担当に基づき、法令･定款等に則り、業務を執行し、3ヶ月に一度以上業務執行状況を取締役会に報告する。また経営責任を明確にするとともに経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を一年とする。当社は、コーポレート･ガバナンスの実効性を確保するため、社外取締役を選任する。

b監査役及び監査役会
監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、監査部及び会計監査人と連携して「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

c内部監査
社長直轄の組織である監査部は、業務執行者の職務執行が経営方針に沿い、かつ諸規程･基準に準拠して適性かつ効果的に行われているかを監査し、その結果に基づく指導を行う。

2)コンプライアンス
aコンプライアンス体制
当社は、取締役及び社員がコンプライアンスに則った企業活動を実践するため、コンプライアンスマニュアルを定め、その目的達成のため諸施策を講ずる。コンプライアンス上問題のある行為を知った場合に備え、報告･相談窓口として内部通報制度を構築する。

b反社会的勢力排除
当社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とはいかなる取引も行わないことを基本方針とする。なお、社内における対応部署は人事総務部とし、普段より行政機関、警察などの外部機関と連携して対応できる体制を整備する。

2当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1)情報の保存及び管理並びに情報流失防止
当社は、取締役及び社員の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関し、文書管理規程、情報セキュリティー規程に基づき、保存対象文書、保存期間、文書管理責任者を定め、情報の保存及び管理並びに情報流失防止体制を整備する。

2)情報の閲覧
取締役及び監査役は、常時、これらの保存文書等を閲覧できるものとする。

3当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1)職務権限の原則
取締役および各職位にある社員は取締役会決議及び職制･職務権限規程にもとづき、その職務の遂行に必要な権限を付与されるとともに、その範囲内で職務の執行に伴うリスクを管理し、結果について責任を負う。

2)決裁制度
本部長･部長がその分掌業務の執行にあたり職制･職務権限規程及び決裁規程にもとづき決裁取得を必要とする事項については、個別に申請のうえ決裁を取得する。また、必要に応じ経過報告を行い、完了後は完了報告を行なう。

3)危機管理
自然災害など重大事態発生に対処するため、地震･台風･火災等災害対策マニュアルを策定し、損害･損失等を最小限にとどめるための具体策を迅速に決定、実行する。

4当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1)経営方針、経営戦略及び経営計画
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営方針、経営戦略及び経営計画等当社の全取締役･社員が共有する目標を定め、担当の取締役はその経営目標が予定通り進捗しているか取締役会において定期的に報告を行う。

2)取締役会
取締役会は原則として毎月1回開催し、経営及び業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督する。

3)職務権限･責任の明確化
取締役会において各取締役の担当を決定するとともに、諸規程において各取締役･社員の役割分担、権限、責任及び意思決定のルールを明確に定める。

5当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1)補助すべき使用人
監査役がその職務を補助すべき使用人を要請した場合は、管理関連部署あるいは監査対象の少ない部署から補助すべき使用人を選任する。

2)補助すべき使用人の独立性
監査役のその職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に服するものとし、その使用人の人事（異動、評価、懲戒処分等）を行う場合は、事前に監査役会の同意を得る。監査役は必要に応じその職務を補助すべき使用人の人事について、変更を申し入れることができる。

3)補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保
監査役のその職務を補助すべき使用人は、監査役の指示に基づき監査部その他部署との意見交換や必要な会議への出席を随時行うことができ

る。

6当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他当社の監査役へ報告に関する体制
1)監査役による重要会議への出席
監査役は取締役会に出席し取締役から業務執行の状況その他重要事項の報告を受ける他、その他重要会議へ出席することができる。

2）取締役･社員による監査役への報告
監査役は、必要に応じいつでも取締役･社員に報告を求めることができる。取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。

7当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び社員に周知徹底する。

8当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務の円滑な執行に資するため監査計画に基づく監査費用を予算化する。また、その他有事において必要に応じ発生する緊急の監査費用についても通常の監査費用に準じた取扱いとすることで、監査役が自らの判断で外部の専門家を利用できる環境を整備する。

9その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、監査部及び会計監査人より監査計画を事前に受領するとともに、監査方針及び監査結果報告に係る意見交換を随時行うことができる。

## 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とはいかなる取引も行わないことを基本方針とする。なお社内における対応部署は人事総務部とし、普段より行政機関、警察などの外部機関と連携して対応できる体制を整備する。

# V その他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

———

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. コーポレート・ガバンスの体制図
当社におけるコーポレート・ガバンンスの体制は、下図の通りです。
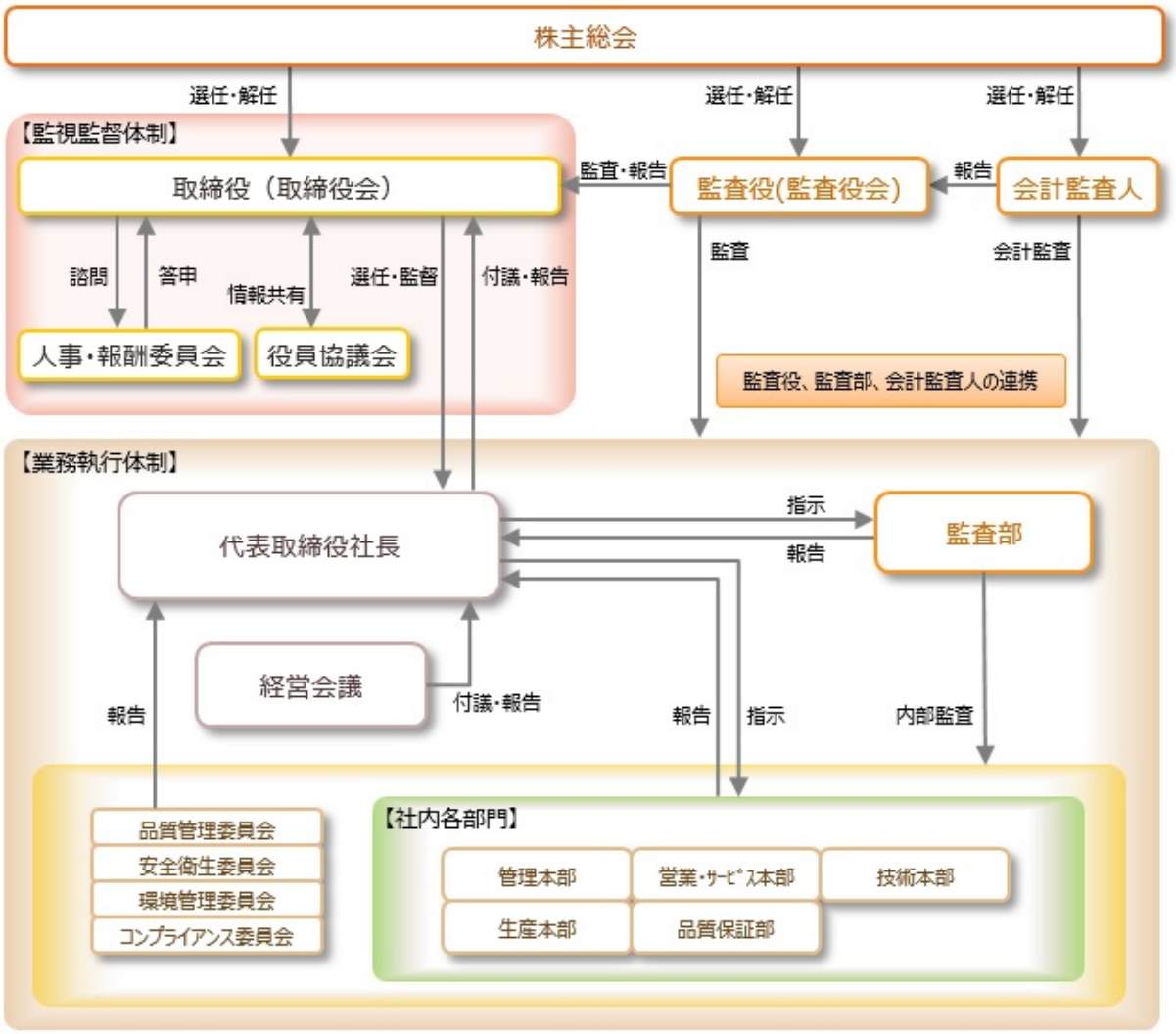
2. 適時開示体制について
当社は、株主、投資家の皆さまに会社情報の適時・適切な開示を行なうことを基本姿勢とし、当社の事業活動に関して、株主、投資家の皆さまからの信頼と理解を高めることを目指します。情報開示にあたっては、金融商品取引法などの法令および東京証券取引所が定める有価証券上場規程などを順守するとともに、当社の個別判断が必要な情報については、社内開示基準の制定と複数部署のメンバーで構成する情報開示管理チームを設置することで、当社の活動をよりよくご理解いただける情報の開示に努めます。
なお、具体的な体制及び取組内容等については、当社ホームページで掲載しています。
（http://www.kajitech.com/）